

平成 30 年 4 月 25 日

金融庁総務企画局企業開示課 御中
東京証券取引所上場部 御中

一般社団法人 日本投資顧問業協会

『コーポレートガバナンス・コードの改訂と投資家と企業の対話ガイドラインの策定について』の
公表について」に対する意見提出について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、掲題の件に関し、当協会の意見を下記のとおり提出いたしますので、ご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 今般の「コーポレートガバナンス・コードの改訂（以下、コード改訂案）と投資家と企業の対話ガイドライン（以下、ガイドライン案）の策定」は、昨年5月改訂のステュワードシップ・コードとを「車の両輪」として、機関投資家と企業との間で建設的な対話が行われることを通じて、コーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へとより深度あるものとし、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に大きく寄与すると考えます。

2. 基本的な考え方は上記の通りですが、個別の原則（補充原則）やガイドラインに対し以下の通りコメントを申し述べます。

コード改訂案原則5-2. あるいはガイドライン1-2.、2-1.、2-2. において、「資本コスト」という用語がはじめて記載され、資本コストを明示的に考慮することになった点を評価する。その上で、

(1) 原則5-2. の経営戦略や経営計画の策定・公表について、「自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し」とされているが、投資家と企業側で情報や内容の認識を共有化しないと、より建設的な対話につながっていくことへの阻害要因になることが懸念される。

コーポレートガバナンス・コードでは、「本コード（原案）で使用されている用語についても、法令のように厳格な定義を置くのではなく、まずは株主等のステークホルダーに対する説明責任等を負うそれぞれの会社が、本コード（原案）の趣旨・精神に照らして、適切に解釈することが想定されている」とされているものの、資本コストはその計算方法から、推計や仮定を伴うものと認識している。

従って、例えば、注意書きで一般的な計算方法を参考情報として明示する方法や、資本コストが株主資本コストと加重平均資本コストのどちらを意味するものかを明示する方法、などが考えられる。

(2) ガイドライン案1-2.、2-1.、2-2. においても、上記と同様なことが考えられる。

以上